

【業務範囲拡大のお知らせ】

平成29年1月10日（火）より確認検査業務を行う範囲を拡大いたします。

- （1）10,000m²以内の建築物の建築確認、又は完了検査及び中間検査（仮使用認定）までに拡大
- （2）施行令第146条第1項第1号に規定する建築設備（エレベーター及びエスカレーター）
- （3）施行令第138条第1項に規定する工作物

今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成28年12月26日

(株)安心確認検査機構